

所有者不明土地法第43条 「土地所有者等関連情報の利用及び提供」の概要

令和5年11月27日

北海道開発局開発監理部用地課

1. 土地所有者等関連情報の内部利用について
(法第43条第1項)
2. 土地所有者等関連情報の提供及び同意について
(法第43条第2項～第5項)
3. 参考資料について

1. 土地所有者等関連情報の内部利用について
(法第43条第1項)
2. 土地所有者等関連情報の提供及び同意について
(法第43条第2項～第5項)
3. 参考資料について

所有者不明土地法第43条第1項

第1項 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下、「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）を知る必要があるとき、第38条第1項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報（土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏名または名称、住所その他国土交通省令で定めるものをいう。以下この条について同じ。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

○内部利用できる土地所有者等関連情報

- ・氏名または名称



法第43条第1項

- ・住所

- ・本籍

- ・出生の年月日

- ・死亡の年月日

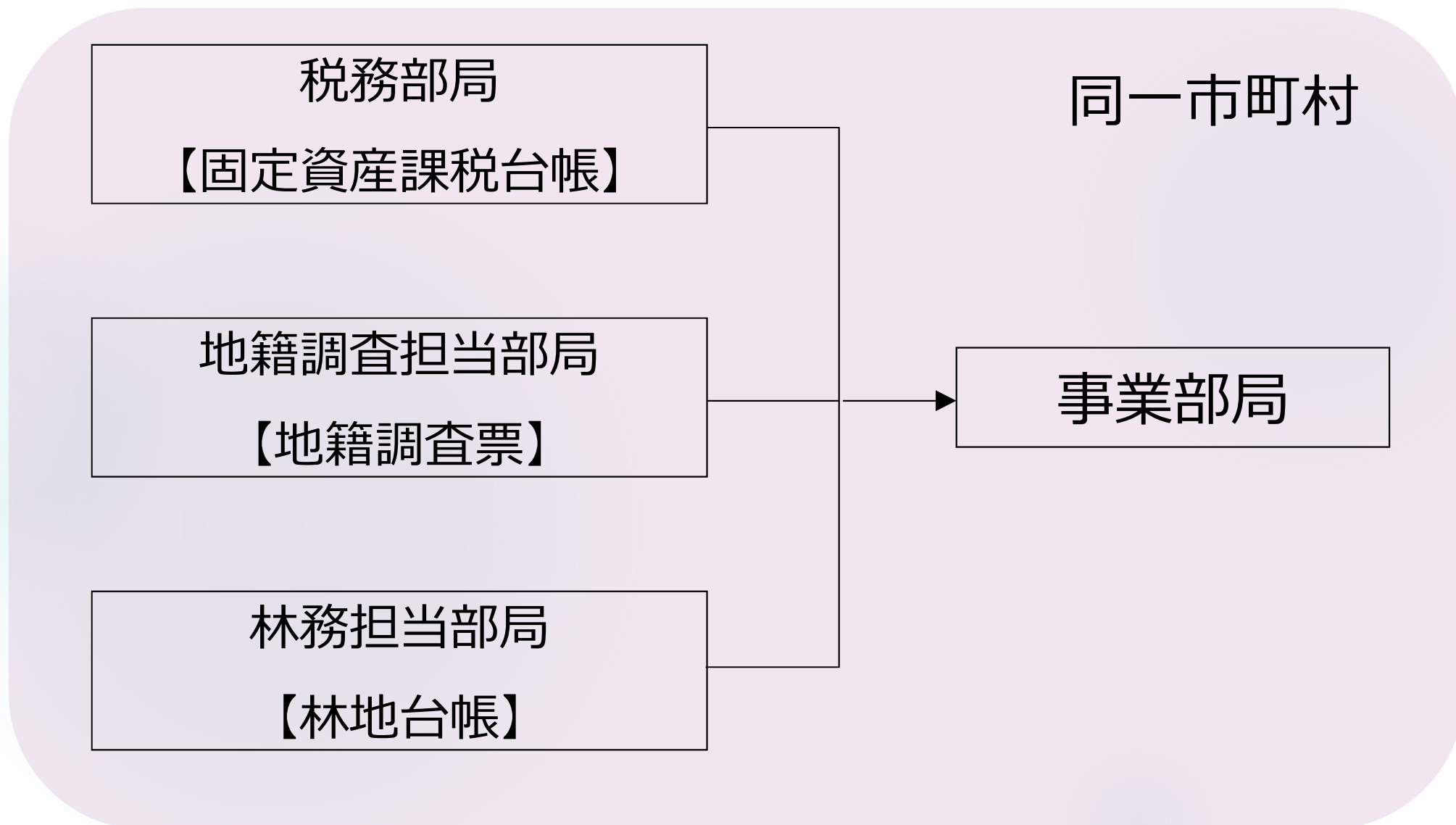


施行規則第54条

- ・連絡先

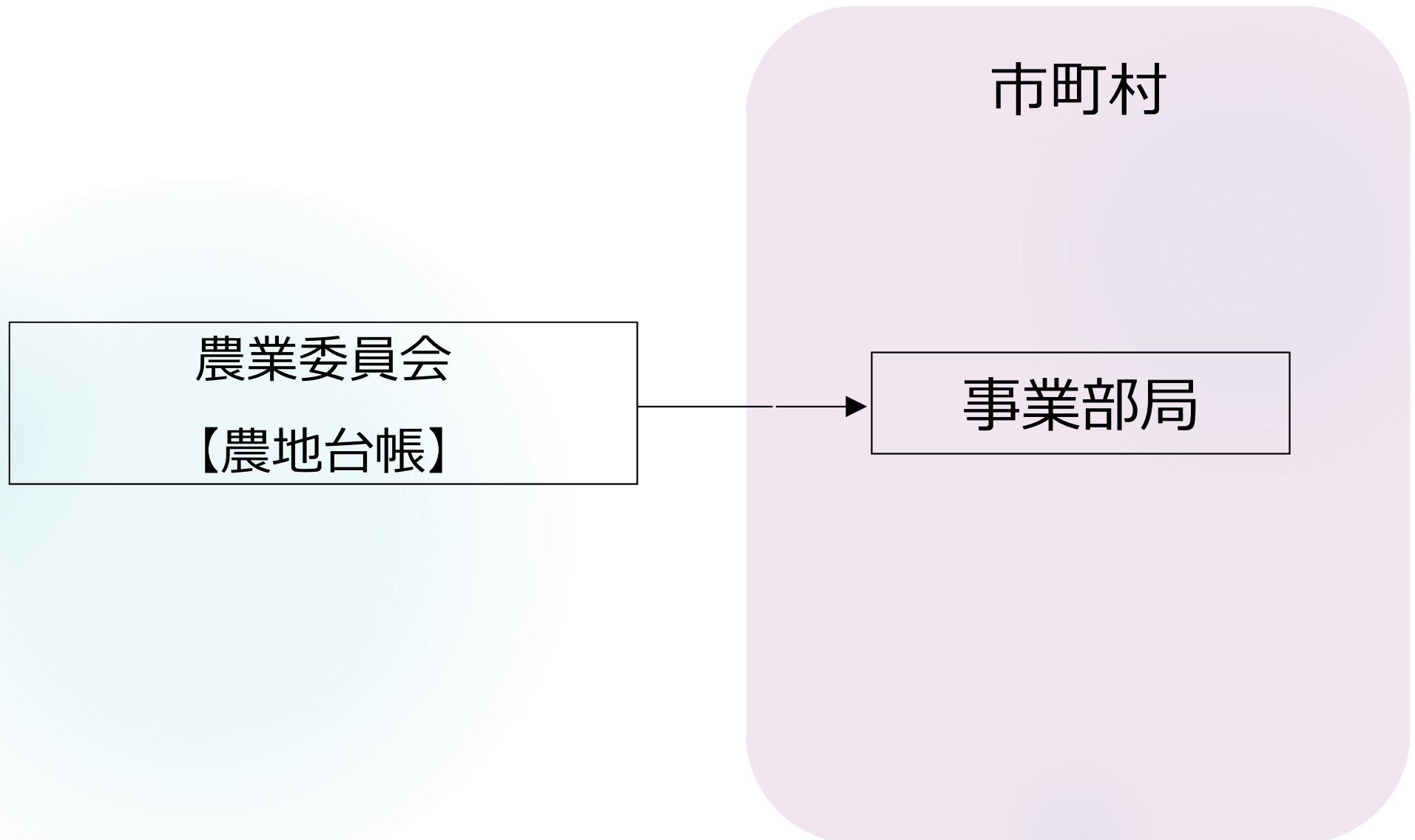
所有者不明土地法第43条第1項

- 固定資産課税台帳、地籍調査票、林地台帳に記載された情報の利用の場合



所有者不明土地法第43条第1項

○農地台帳に記載された情報の利用の場合



1. 土地所有者等関連情報の内部利用について
(法第43条第1項)
2. 土地所有者等関連情報の提供及び同意について
(法第43条第2項～第5項)
3. 参考資料について

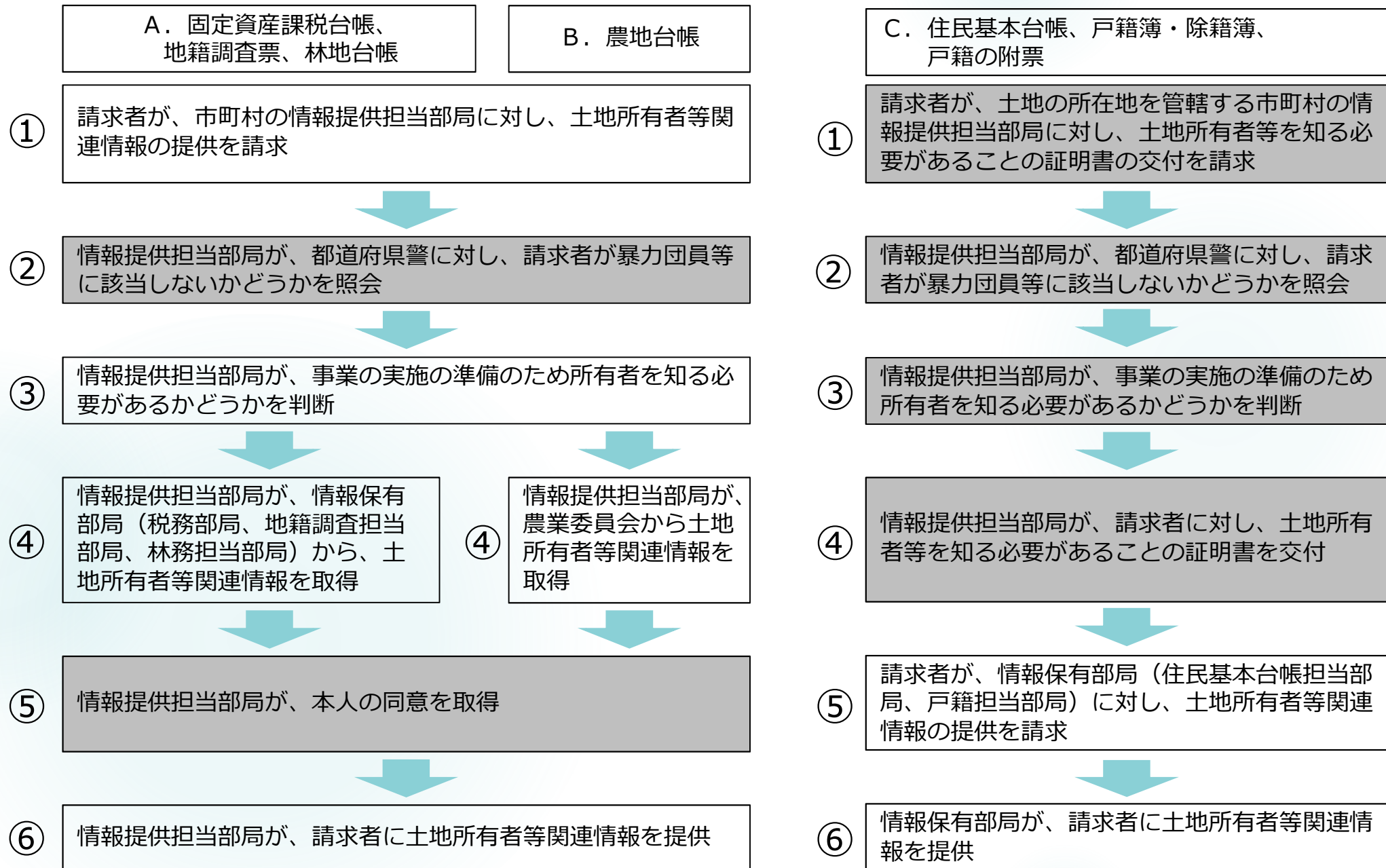
第2項 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして、当該市町村長以外の市町村長から第38条第1項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、又は国の行政機関の長等から前条第1項から第3項まで若しくは第5項（第4項に係る部分を除く。）の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者、当該市町村長又は当該国の行政機関の長等に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとする。

第3項 前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等関連情報を提供することについて本人（当該土地所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

第4項 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

第5項 国の行政機関の長等は、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとき、第38条第1項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき又は前条第1項から第3項まで若しくは第5項（第4項に係る部分を除く。）の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができる。

土地所有者等関連情報の提供の手続き



※灰色部分は、請求者が国・地方公共団体である場合は、手続き不要です

地域福利増進事業等を実施しようとする者

市町村

情報提供担当部局

都道府県警

本人

【情報保有部局】

税務部局

【固定資産課税台帳】

地籍調査担当部局

【地籍調査票】

林務担当部局

【林地台帳】

事業の実施の準備のため所有者を知る必要性の判断

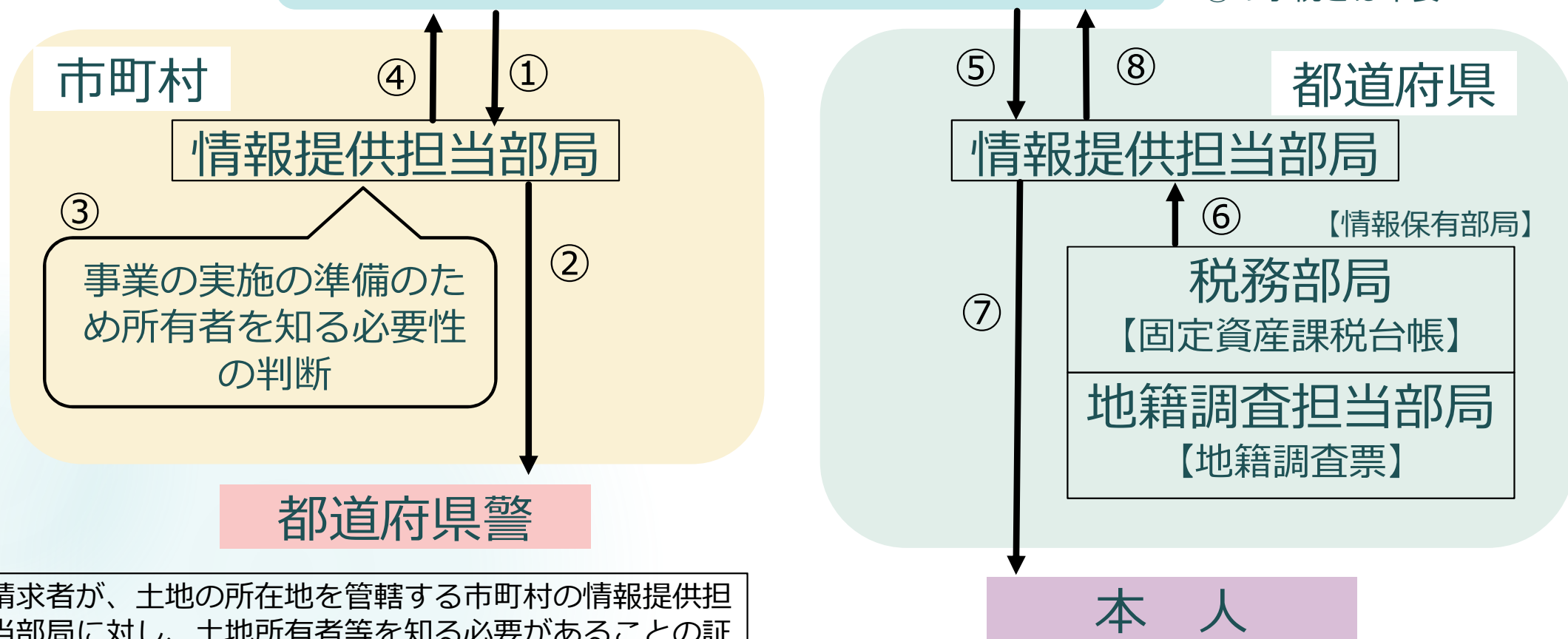
※請求者が国・地方公共団体である場合は、②及び⑤の手続きは不要

- ① 請求者が、市町村の情報提供担当部局に対し、土地所有者等関連情報提供を請求
- ② 情報提供担当部局が、都道府県警に対し、請求者が暴力団員等に該当しないかどうかを照会
- ③ 情報提供担当部局が、事業の実施の準備のため所有者を知る必要があるかどうかを判断

- ④ 情報提供担当部局が、情報保有部局から土地所有者等関連情報を取得
- ⑤ 情報提供担当部局が、本人の同意を取得
- ⑥ 情報提供担当部局が、請求者に土地所有者等関連情報を提供

地域福利増進事業等を実施しようとする者

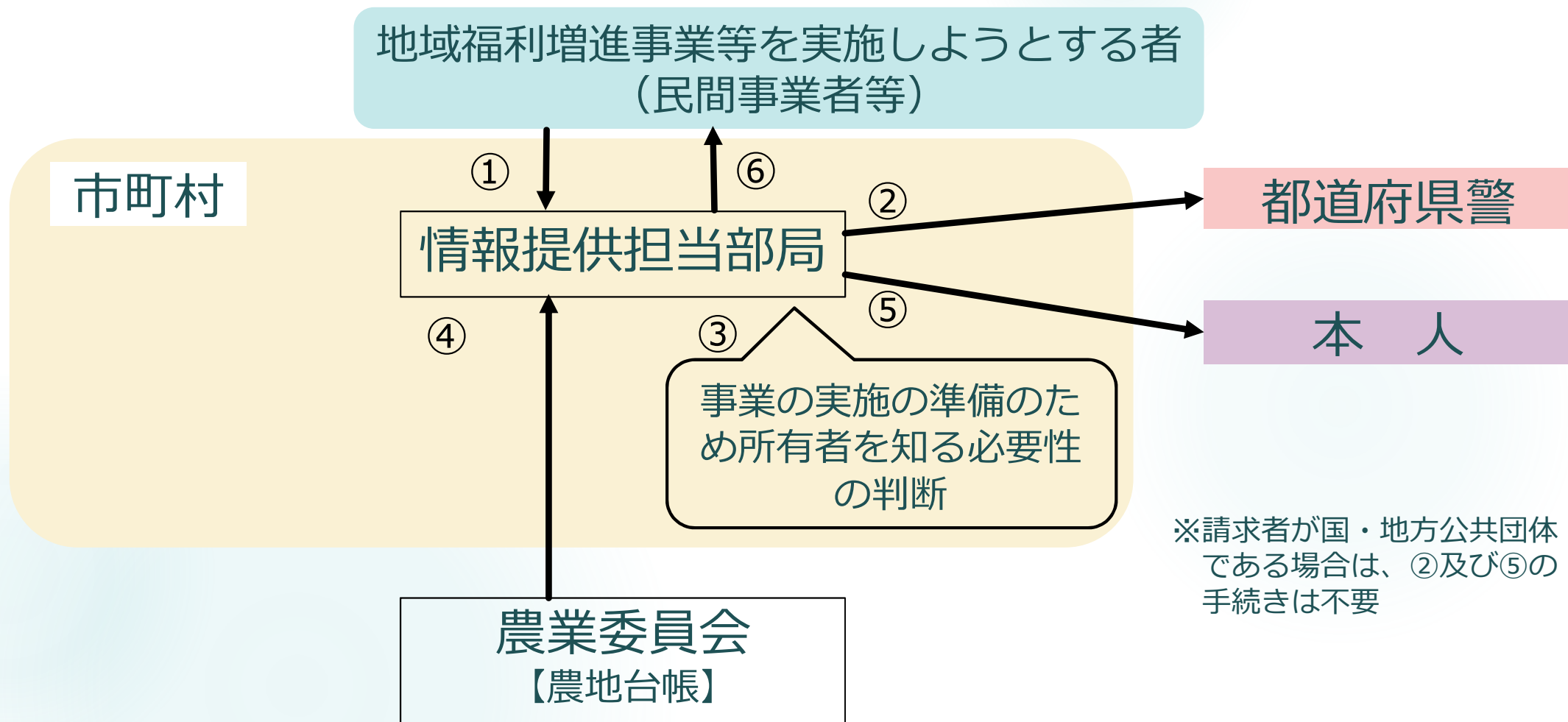
※請求者が国・地方公共団体である場合は、①～④及び⑦の手続きは不要



- ① 請求者が、土地の所在地を管轄する市町村の情報提供担当部局に対し、土地所有者等を知る必要があることの証明書の交付を請求
- ② 市町村の情報提供担当部局が、都道府県警に対し、請求者が暴力団員等に該当しないかどうかを照会
- ③ 市町村の情報提供担当部局が、事業の実施の準備のため所有者を知る必要があるかどうかを判断
- ④ 市町村の情報提供担当部局が、請求者に対し、土地所有者を知る必要があることの証明書を交付

- ⑤ 請求者が、土地の所在地を管轄する都道府県の情報提供担当部局に対し、土地所有者等関連情報の提供を請求
- ⑥ 都道府県の情報保有部局が、都道府県の情報提供担当部局に土地所有者等関連情報を提供
- ⑦ 都道府県の情報提供担当部局が、本人の同意を取得
- ⑧ 都道府県の情報提供担当部局が、請求者に土地所有者等関連情報を提供

農地台帳に記録された情報の提供の場合

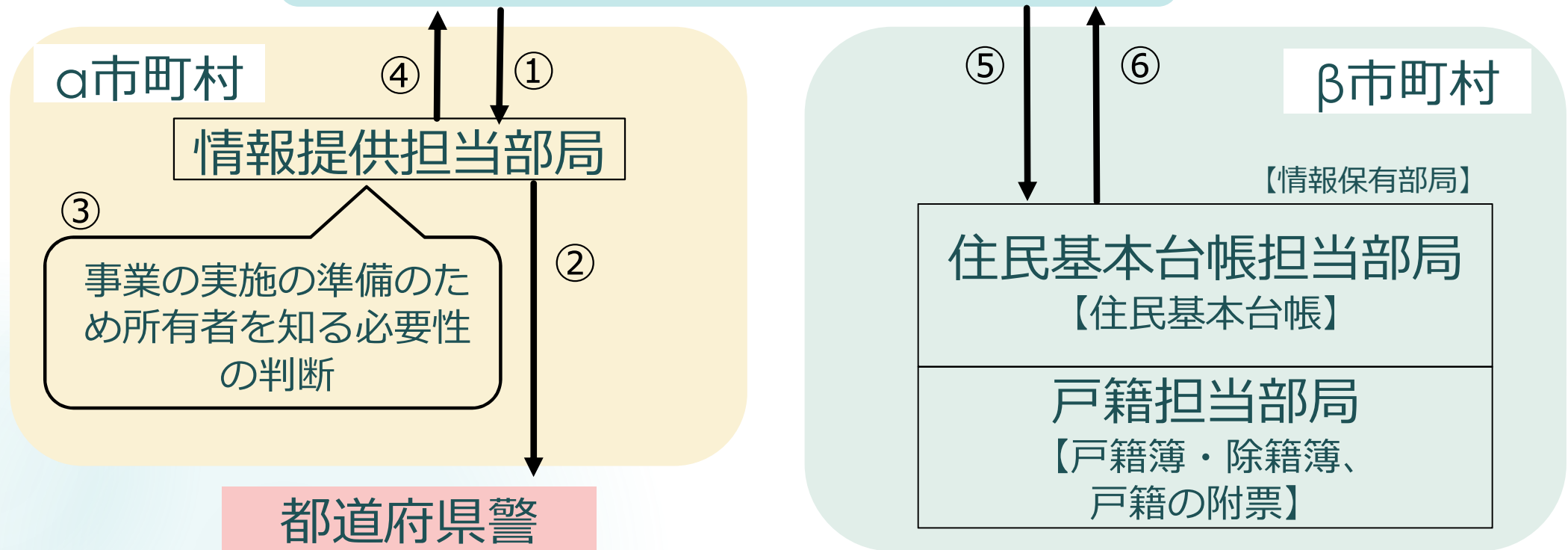


- ① 請求者が、市町村の情報提供担当部局に対し、土地所有者等関連情報提供を請求
- ② 情報提供担当部局が、都道府県警に対し、請求者が暴力団員等に該当しないかどうかを照会
- ③ 情報提供担当部局が、事業の実施の準備のため所有者を知る必要性があるかどうかを判断

- ④ 情報提供担当部局が、農業委員会から土地所有者等関連情報を取得
- ⑤ 情報提供担当部局が、本人の同意を取得
- ⑥ 情報提供担当部局が、請求者に土地所有者等関連情報を提供

地域福利増進事業等を実施しようとする者

※請求者が国・地方公共団体である場合は、①～④の手続きは不要



- ① 請求者が、土地の所在地を管轄する市町村の情報提供担当部局に対し、土地所有者等を知る必要があることの証明書の交付を請求
- ② 情報提供担当部局が、都道府県警に対し、請求者が暴力団員等に該当しないかどうかを照会
- ③ 情報提供担当部局が、事業の実施の準備のため所有者を知る必要があるかどうかを判断
- ④ 情報提供担当部局が、請求者に対し、土地所有者を知る必要があることの証明書を交付

- ※α市町村：事業を実施しようとする土地の所在地を管轄する市町村
- β市町村：情報を有すると思量される市町村

- ⑤ 請求者が、情報保有部局に対し、土地所有者等関連情報の提供を請求
- ⑥ 情報保有部局が、請求者に土地所有者等関連情報を提供

確認の観点	必要があると認められない場合の例
<p>請求をする上で必要な探索が行われているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記事項証明書に記載されている登記名義人の住所に宛てた書面の送付をしておらず、当該住所に登記名義人が不在かどうかを確認していない。 ・土地の登記事項証明書に記載されている登記名義人の住所に住民票記載事項証明書の交付を請求していないにも関わらず、登記名義人の住所地を管轄する市町村に戸籍の表示が記載された住民票記載事項証明書を請求している。
<p>事業を実施する意思の具体性が確認できるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する上で必要となる許認可があるにも関わらず、当該許認可があったことを証する書面又は当該許認可の見込みが記載された意見書が添付されていない。 ・事業を実施する意思を有することを疎明する書類に、当該事業によって整備する施設と同種の施設の整備に関する実績は記載されているものの、情報提供請求書に当該事業が地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資するものに該当するかどうかを確認できる事項が記載されていない。（例：購買施設の整備に関する事業であるにもかかわらず、周辺地域で著しく不足している旨の記載がない）

本人の同意を得る際の留意事項①

○法第43条第4項の「同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる」とは？

保有している書類に記録されている住所に書面（情報提供同意取得書）を送付したが宛先不明として返送された場合



同意を得るために新たに本人を探す必要は無い⇒所在が判明せず同意が得られない！



請求者へ、「宛先不明で返送されたため本人に届かなかった」旨の通知⇒土地所有者等関連情報は提供できない

※注：本人の同意が得られなければ、土地所有者等関連情報は提供できません

法第43条第4項の「求めれば足りる」 = 同意を得る

本人の同意を得る際の留意事項②

- ・ 本人が同意しなかった場合、請求者及び公告を行う都道府県知事は土地所有者等が誰かを把握することができないため、裁定申請があった旨の通知を受けることが出来ない可能性があることを説明することが望ましい
- ・ 本人が暴力行為等の被害を受ける可能性がある者である場合が考えられることから、請求者の氏名又は名称を本人に伝え、本人が同意をするかどうかを判断する際に考慮できるようにすることが必要
- ・ 書面の送付方法については、書留郵便等により送付することを基本とし、電話等を併用することが望ましい。本人からの返答がない場合は、到達の事実を確認してから概ね2週間程度が経過したことをもって、同意が得られなかったものと判断して差し支えない

法第43条第3項の適用について

下記に掲げる法人は、国又は地方公共団体とみなされることになっていきますので、これらの法人からの請求については、国・地方公共団体からの請求と同様、本人の同意を得ることなく土地所有者等関連情報を提供して差し支えありません。



地方住宅供給公社、地方道路公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方独立行政法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構、国立高度専門医療研究センター、国立研究開発法人森林研究・整備機構

1. 土地所有者等関連情報の内部利用について
(法第43条第1項)
2. 土地所有者等関連情報の提供及び同意について
(法第43条第2項～第5項)
3. 参考資料について

参考資料

資料1 土地所有者確知必要情報提供請求書・提供書 参考様式・記載例

土地所有者確知必要情報提供請求書

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

株式会社〇〇は、下記1の土地において、下記2の事業を実施することを予定しており、事業の実施の準備のため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づき土地の所有者の探索を行っています。貴殿が土地の権利者（当該土地に関し所有権以外の権利を有する者）であると思料されるため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第1条第2号の規定に基づき、下記1の土地に係る土地所有者確知必要情報（土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該土地の所有者を確知するために必要な情報）の提供を求めますので、令和〇年〇月〇日までに、同封の土地所有者確知必要情報提供書に、保有する土地所有者確知必要情報を記載して御回答をお願いいたします。なお、保有する情報がない場合も、御回答をお願いいたします。

記

1. 土地の所在及び地番

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

2. 事業の種類及び内容

事業の種類 地域福利増進事業

事業の内容 購買施設（コンビニエンスストア）の整備に関する事業

（送付先・お問合せ先）

株式会社〇〇 〇〇部 〇〇課 担当：〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による情報提供に関するお問い合わせは、下記の国土交通省ホームページに掲載されている市町村（上記1の土地の所在する市町村）の連絡窓口までご連絡ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_fr2_000015.html

土地所有者確知必要情報提供書

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇 御中

〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付で提供の求めがあった土地所有者確知必要情報について、下記のとおり回答します。

記

土地の所在及び地番		
土地所有者 確知必要情報	氏名又は名称	
	住所	
	連絡先	
	その他情報	

- ※1 「その他情報」としては、本籍、死亡の事実及びその年月日等を記載してください。
- ※2 保有していない情報については、御回答いただく必要はありませんので、上記の欄に斜線を引いてください。

資料2 土地所有者であることの確認書・回答書 参考様式・記載例

土地所有者であることの確認書

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

株式会社〇〇は、下記1の土地において、下記2の事業を実施することを予定しており、事業の実施の準備のため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づき土地の所有者の探索を行っています。探索の結果、貴殿が土地の所有者と思料されるため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第1条第5号の規定に基づき、下記1の土地に係る土地所有者確知必要情報（土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該土地の所有者を確知するために必要な情報）の提供を求めますので、貴殿が土地の所有者であるか、令和〇年〇月〇日までに、同封の回答書により御回答をお願いいたします。

同日までに御回答やお問合せ等の御連絡がない場合についても、所有者ではないものとして事業の実施の準備を進めてまいります。

また、貴殿が所有者でない場合や貴殿の他に共有者がいる場合であって、下記1の土地について他の所有者の情報（所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の所有者を確知するために必要な情報）を保有している場合には、当該情報についても同封の回答書に記載いただきますようお願いいたします。

記

1. 土地の所在及び地番

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

2. 事業の種類及び内容

事業の種類 地域福利増進事業

事業の内容 購買施設（コンビニエンスストア）の整備に関する事業

（送付先・お問合せ先）

株式会社〇〇 〇〇部 〇〇課 担当：〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による情報提供に関するお問い合わせは、下記の国土交通省ホームページに掲載されている市町村（上記1の土地の所在する市町村）の連絡窓口までご連絡ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_fr2_000015.html

回答書

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇 御中

〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付の〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇の土地の所有者であるかの確認について、下記のとおり回答します。

記

1. 土地の所有者であるかの回答

- 私は上記の土地の所有者です。
- 私は上記の土地の所有者ではありません。

2. 保有する土地所有者確知必要情報

土地所有者 確知必要情報	氏名又は名称	
	住所	
	連絡先	
	その他情報	

- ※1 「その他情報」としては、本籍、死亡の事実及びその年月日等を記載してください。
- ※2 保有していない情報については、御回答いただく必要はありませんので、上記の欄に斜線を引いてください。

資料3 土地所有者等関連情報提供請求書 記載例

土地所有者等関連情報提供請求書

令和〇年〇月〇日

〇〇市長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 43 条第 2 項及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第 55 条第 1 項の規定に基づき、下記 1 の対象土地に係る土地所有者等関連情報の提供を下記のとおり求めます。

記

1. 対象土地の所在及び地番

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
地番 〇番〇

2. 事業の種類及び内容

事業の種類 地域福利増進事業

事業の内容 購買施設（コンビニエンスストア）の整備に関する事業（法第 2 条第 3 項第 8 号）

本施設は小売店舗（床面積〇㎡程度を想定）として日常食料品、日用雑貨等の販売を行うもので、近隣住民に利便を供するものである。既存の同種の施設（最も近いコンビニエンスストアは〇〇市〇〇町〇番に所在）とは〇kmの距離があり、本施設の立地により、地域住民は徒歩による日常食料品や日用雑貨の調達が可能となり、利便性が大きく向上することとなる。事業区域としては、対象土地と隣接地（地番〇番〇）を想定している。

3. 土地所有者等関連情報の提供を求める理由

対象土地の登記事項証明書を取得したところ、所有権の登記名義人として〇〇 〇〇及びその住所が記載されていた。そこで、当該住所に宛てて所有者であるか否かを確認する旨の書面の送付を行ったところ、「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた。

そのため、固定資産課税台帳に納税義務者として記録されている者及び地籍調査票に土地所有者として記録されている者の氏名又は名称、住所及び連絡先を取得する必要がある。

4. その他土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

(1) 請求者の役員の氏名、住所、性別及び生年月日

- ① 役員の氏名 〇〇 〇〇 (代表取締役)
役員の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
役員の性別 男性
役員の生年月日 昭和〇年〇月〇日生
- ② 役員の氏名 〇〇 〇〇
役員の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
役員の性別 女性
役員の生年月日 昭和〇年〇月〇日生

(2) 個人情報の安全管理のための措置の概要

- ① 基本方針の策定
個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」について定めた基本方針を策定している。
- ② 個人データの取扱いに係る規律の整備
取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める個人データの取扱規程を策定している。
- ③ 組織的安全管理措置
個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り扱う従業者及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など、組織体制の整備を行っている。また、法令や当社において整備している個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。
- ④ 人的安全管理措置
年1回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。
- ⑤ 物理的安全管理措置
盗難等防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載された書類を、施錠できる書庫に保管する。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体についてはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬

送容器を利用する。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用する。個人データが記載された書類等を廃棄する際には、シュレッダー処理を行う。

⑥ 技術的安全管理措置

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、ユーザーID 及びパスワードによって識別・認証している。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。

情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

(3) 誓約事項

次の3点について誓約します。

- ① 取得した土地所有者等関連情報を本事業の実施の準備以外の目的で利用しないこと。
- ② 取得した土地所有者等関連情報を第三者に提供しないこと。
- ③ 本事業を実施しないことになった場合には、取得した土地所有者等関連情報を適切に廃棄すること。

資料4 証明書交付請求書 記載例

土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付請求書

令和〇年〇月〇日

〇〇市長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第56条第1項の規定に基づき、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付を下記のとおり求めます。

記

1. 対象土地の所在及び地番

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
地番 〇番〇

2. 事業の種類及び内容

事業の種類 地域福利増進事業

事業の内容 購買施設（コンビニエンスストア）の整備に関する事業（法第2条第3項第8号）

本施設は小売店舗（床面積〇㎡程度を想定）として日常食料品、日用雑貨等の販売を行うもので、近隣住民に利便を供するものである。既存の同種の施設（最も近いコンビニエンスストアは〇〇市〇〇町〇番に所在）とは〇kmの距離があり、本施設の立地により、地域住民は徒歩による日常食料品や日用雑貨の調達が可能となり、利便性が大きく向上することとなる。事業区域としては、対象土地と隣接地（地番〇番〇）を想定している。

3. 土地所有者等関連情報の提供を求める理由

対象土地の登記事項証明書を取得したところ、所有権の登記名義人として〇〇 〇〇及びその住所が記載されていた。そこで、当該住所に宛てて所有者であるか否かを確認する旨の書面の送付を行ったところ、「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた。

そのため、当該登記名義人の転出先の住所その他の土地所有者等関連情報を取得する必要がある。

4. 土地所有者等関連情報の提供を求めるために必要な氏名及び本籍又は住所

氏名 〇〇 〇〇 (所有権登記名義人)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

5. その他土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

(1) 請求者の役員の氏名、住所、性別及び生年月日

① 役員の氏名 〇〇 〇〇 (代表取締役)

役員の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

役員の性別 男性

役員の生年月日 昭和〇年〇月〇日生

② 役員の氏名 〇〇 〇〇

役員の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

役員の性別 女性

役員の生年月日 昭和〇年〇月〇日生

(2) 個人情報の安全管理のための措置の概要

① 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」について定めた基本方針を策定している。

② 個人データの取扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める個人データの取扱規程を策定している。

③ 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り扱う従業員及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など、組織体制の整備を行っている。また、法令や当社において整備している個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。④ 人的安全管理措置

年1回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。

⑤ 物理的安全管理措置

盗難等防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載された書類を、施錠できる書庫に保管する。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体についてはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬送容器を利用する。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用する。個人データが記載された書類等を廃棄する際には、シュレッダー処理を行う。

⑥ 技術的安全管理措置

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、ユーザーID 及びパスワードによって識別・認証している。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。

情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

(3) 誓約事項

次の3点について誓約します。

- ① 取得した土地所有者等関連情報を本事業の実施の準備以外の目的で利用しないこと。
- ② 取得した土地所有者等関連情報を第三者に提供しないこと。
- ③ 本事業を実施しないことになった場合には、取得した土地所有者等関連情報を適切に廃棄すること。

資料5-1 暴力団員等に該当しないことの誓約書（法人、情報提供請求・証明書交付請求）参考様式・記載例

誓約書

令和〇年〇月〇日

〇〇県知事 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

株式会社〇〇の役員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないことを誓約します。

資料5-2 暴力団員等に該当しないことの誓約書（個人、情報提供請求・証明書交付請求）参考様式・記載例

誓約書

令和〇年〇月〇日

〇〇県知事 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名又は名称 〇〇 〇〇

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないことを誓約します。

資料6 情報提供同意取得書 参考様式・記載例

土地所有者等関連情報の提供について

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第43条第2項の規定に基づき、下記2の地域福利増進事業を実施しようとする者からその実施の準備のため、下記3の土地について土地所有者等を知る必要があるとして、土地所有者等関連情報の提供の求めがありました。つきましては、固定資産課税台帳に記録されている下記1の土地所有者等関連情報を、下記2の者に提供することについて同意いただけるかどうか、令和〇年〇月〇日までに、同封の確認書にて、御回答をお願いいたします。

記

1. 提供の対象となる土地所有者等関連情報

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

2. 地域福利増進事業を実施しようとする者

名称 社会福祉法人〇〇会住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

3. 対象土地の所在及び地番

所在 〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

4. 事業の種類及び内容

事業の種類 地域福利増進事業

事業の内容 社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設（保育所）の整備に関する事業（法第2条第3項第4号）

本施設は認可保育所として、慢性的に保育所が不足している〇〇市の地域住民の子育てに重要な役割を果たしているが、老朽化が進んだことにより

建替えが必要となっている。現施設に通所する児童を他の保育所が受け入れることは困難であり、現施設を建て替える場合、建替えの準備から新しい施設完成までの約〇年〇か月間、現所在地の近傍の場所にて、現に通所中の児童の数と同程度の人数を受け入れる施設を確保する必要がある。事業区域としては、対象土地と隣接地（地番〇番〇）を想定している。

【留意事項】

- 同意いただけなかった場合や回答いただけなかった場合、上記1の土地所有者等関連情報が提供されることはありませんが、上記3の土地が法第2条第1項の所有者不明土地に該当する可能性があり、上記2の者が、地域福利増進事業の実施のため、法第10条第1項に基づき都道府県知事に上記3の土地の使用権の取得についての裁定を申請する可能性があります。

裁定申請があった場合には、都道府県知事によりその旨が公告され、土地に関して権利を有する方は、法第11条第4項第3号に基づき、これに対して異議を申し出ることができることとされており、また、同条第5項に基づき、都道府県知事から通知を受けることとなっています。ただし、通知を受けることができるのは、裁定申請時点で上記2の者が確知できている権利者に限られていますので、同意いただけなかった場合や回答いただけなかった場合、この通知を受けられない可能性があります。

都道府県知事の裁定により上記3の土地に使用権が設定された場合は、法第15条に基づき、土地の権利者であっても、上記2の者による土地の使用のため必要な限度において、権利の行使が制限されます。

- 上記2の者は、上記1の情報の提供の請求に当たり、以下の点について誓約しています。
- ① 取得した土地所有者等関連情報を本事業の実施の準備以外の目的で利用しないこと。
 - ② 取得した土地所有者等関連情報を第三者に提供しないこと。
 - ③ 本事業を実施しないことになった場合には、取得した土地所有者等関連情報を適切に廃棄すること。

(送付先・お問合せ先)

〇〇市 〇〇部 〇〇課 担当：〇〇
住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

資料7 情報提供確認書 参考様式・記載例

土地所有者等関連情報の提供についての確認書

令和〇年〇月〇日

〇〇市長 殿

〇〇 〇〇

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条第2項の規定に基づき、地域
福利増進事業の実施の準備のため、土地所有者の探索に必要な限度で、〇〇市長が、下記2の
者に対し、下記1の土地所有者等関連情報を提供することに

- 同意します。
- 同意しません。なお、当該土地の使用権の取得についての裁定の申請があった旨の通知
を受けられない可能性があることについて理解しました。

記

1. 提供される土地所有者等関連情報

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2. 情報提供を受ける者

名称 社会福祉法人〇〇会

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

資料8 土地所有者等関連情報提供書 記載例

土地所有者等関連情報提供書

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付で求めのあった土地所有者等関連情報について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条第2項の規定に基づき、下記のとおり提供します。

記

対象土地の所在及び地番		〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇
土地所有者 等関連情報	氏名又は名称	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産課税台帳 〇〇 〇〇 ・地籍調査票 〇〇 〇〇
	住所	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産課税台帳 〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇 ・地籍調査票 〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇
	連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産課税台帳 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ・地籍調査票 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 記載欄は、適宜追加・削除して使用するものとする。

資料9-1 土地所有者等関連情報を提供できないことの通知書（本人同意が得られなかった場合） 参考様式・記載例

土地所有者等関連情報を提供できないことの通知書

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付で求めのあった下記1の土地に係る土地所有者等関連情報について、下記2の理由により提供することができないため、通知します。

記

1. 対象土地の所在及び地番

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

2. 土地所有者等関連情報を提供することができない理由

土地所有者等関連情報を提供することについて、本人から同意しない旨の回答があったため。

【留意事項】

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第10条第1項の規定による裁定を申請する場合、同意をしなかった者が所有者等であり、当該同意をしなかった者が同法第11条第4項第3号の規定により異議を申し出ることにより、裁定が却下される可能性があります。

資料9-2 土地所有者等関連情報を提供できないことの通知書（本人から回答がなかった場合） 参考様式・記載例

土地所有者等関連情報を提供できないことの通知書

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付で求めのあった下記1の土地に係る土地所有者等関連情報について、下記2の理由により提供することができないため、通知します。

記

1. 対象土地の所在及び地番

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

2. 土地所有者等関連情報を提供することができない理由

土地所有者等関連情報を提供することについて、本人の同意を取得しようとしたが、

情報提供同意取得書は本人に届いたが回答がなかった

情報提供同意取得書が宛先不明で返送されたため本人に届かなかった

ため。

【留意事項】

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第10条第1項の規定による裁定を申請する場合、回答がなかった者が所有者等であり、当該回答をしなかった者が同法第11条第4項第3号の規定により異議を申し出ることにより、裁定が却下される可能性があります。

資料9-3 土地所有者等関連情報を提供できないことの通知書（求めがあった情報を保有していない場合） 参考様式・記載例

土地所有者等関連情報を提供できないことの通知書

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付で求めのあった下記1の土地に係る土地所有者等関連情報について、下記2の理由により提供することができないため、通知します。

記

1. 対象土地の所在及び地番

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

2. 土地所有者等関連情報を提供することができない理由

対象土地は非課税の土地であり、固定資産課税台帳に記録されておらず、求めがあった土地所有者等関連情報を保有していないため。

資料9-4 土地所有者等関連情報を提供できないことのお知らせ（事業の実施の準備と認められない場合） 参考様式・記載例

土地所有者等関連情報を提供できないことのお知らせ

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付で求めのあった下記1の土地に係る土地所有者等関連情報について、下記2の理由により提供することができないため、通知します。

記

1. 対象土地の所在及び地番

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

2. 土地所有者等関連情報を提供することができない理由

実施しようとする事業が地域福利増進事業に該当せず、事業の実施の準備のための土地所有者等関連情報の提供の請求と認められないため。

【留意事項】

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として（代表者 〇〇市長）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

各都道府県 所有者不明土地法担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局企画課長

土地所有者等関連情報の提供の対象からの暴力団排除の推進について

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 39 条第 2 項においては、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）を知る必要があるとして土地所有者等関連情報（土地所有者等と史料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所等をいう。以下同じ。）の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとされています。土地所有者等関連情報の提供の求めに当たっては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成 30 年国土交通省令第 83 号。以下「規則」という。）第 5 条第 2 項第 6 号において、法第 39 条第 2 項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者（以下「請求者」という。）は、請求者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことを誓約する書類を提出することを定めています。

また、規則第 6 条第 1 項においては、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者（国の行政機関の長等を除く。）は、その必要性を証する書面の交付を当該土地の所在地を管轄する市町村長に求めることができることを定めています。土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付の求めに当たっては、同条第 3 項第 6 号において、当該書面の交付の求めをしようとする者（以下「交付請求者」という。）は、交付請求者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類を提出することを定めています。

これは、地域福利増進事業について、法第 10 条第 1 項の規定による裁定申請があったときは、都道府県知事は当該裁定申請に係る事業が基本方針（所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（平成 30 年法務省・国土交通省告示第 2 号）をいう。以下同じ。）に照らして適切なものであること等を確認することとされているところ、基本方針において、事業者（法人にあってはその役員）が暴力団員等でないことに留意し、当該確認することを定めており、暴力団員等に該当する場合には、裁定申請が却下されること等を踏まえれば、

地域福利増進事業等の実施の準備のための土地所有者等関連情報の提供についても、請求者又は交付請求者（請求者又は交付請求者が法人である場合にあっては、その役員）が、地域福利増進事業等の実施のための裁定申請が却下されることとなる暴力団員等である場合には、当該請求者又は交付請求者に対し、土地所有者等関連情報を提供することは不適切であると解されるためです。

については、地域福利増進事業等の実施の準備のための土地所有者等関連情報の提供の対象からの暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、下記のとおり取り組むこととしたので、都道府県の各部局におかれましては、その実施に遺漏なきようお願いするとともに、貴管内市町村に対しても周知いただきますようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨を申し添えます。また、本件については、警察庁から各都道府県警察の長及び各方面本部長に対し、別添「土地所有者等関連情報の提供の対象者からの暴力団排除の推進について」（平成 31 年 1 月 9 日付警察庁丁暴発第 6 号）が発出されていることを申し添えます。

記

1. 排除対象者

- (1) 暴力団員等
- (2) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

2. 排除対象者該当性についての照会

土地所有者等関連情報の提供を担当する都道府県及び市町村の部局（以下「情報提供担当部局」という。）の長（以下「情報提供担当部局長」という。）は、法第 39 条第 2 項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求め又は規則第 6 条第 1 項の規定による土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付の求めがあった場合は、対象となる土地の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、請求者又は交付請求者の排除対象者の該当性の有無について文書（別記様式）に加え、当該請求者又は交付請求者（請求者又は交付請求者が法人である場合にあっては、その役員）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式別添. 拡張子. xls）により記録した電磁的記録媒体（CD-R 等をいう。以下同じ。）を用い、暴力団対策主管課長等に通知することにより照会するものとする。

3. 排除対象者に該当した場合の対応

2 の照会に対し、暴力団対策主管課長等から、請求者又は交付請求者が排除対象者に該当するとの回答が行われた場合には、情報提供担当部局長は、当該請求者又は交付請求者に対し、土地所有者等関連情報の提供又は土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付を行わないものとする。

4. 照会等に関する留意事項

- (1) 情報提供担当部局長と暴力団対策主管課長等との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(2) 別記様式については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

5. 情報管理の徹底

情報提供担当部局長は、本通知に基づく照会その他暴力団対策主管課長等との間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

6. 連携の強化

情報提供担当部局長と暴力団対策主管課長等は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、地域福利増進事業等からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7. その他

(1) 本通知に基づく暴力団対策主管課長等への照会の結果、請求者又は交付請求者が排除対象者に該当すると判明した場合には、当該請求者又は交付請求者の情報を遅滞なく国土交通省土地・建設産業局企画課に情報提供することとする。

(2) 本通知に基づく業務の運用は、平成31年1月9日から開始するものとする。

別記様式

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

暴力団対策主管課長 殿

情報提供担当部局長 印

照会書

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）に基づく土地所有者等関連情報提供の事務に関し、下記の者が「土地所有者等関連情報の提供の対象者からの暴力団排除の推進について」（平成 31 年 1 月 9 日付国土交通省土地・建設産業局企画課長通知）に規定する排除対象者に該当するか否かについて、照会します。

記

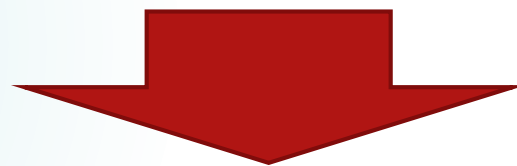
- 1 照会対象者
別添のとおり。

（参考）排除対象者

- ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ・ 法人であって、その役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

※ 別添を用いない場合は、
氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所
を記載し、法人の場合は、
その法人の名称
を加えて記載すること。

- ・ 利用したい情報の種類や利用主体が公的主体であるかどうかによって、情報の請求手続（請求先・必要書類等）が異なります。
- ・ 利用できる情報は個人情報であるため、その取り扱いには十分配慮する必要があります。取得した情報を地域福利増進事業の実施の準備以外の目的に用いると、個人情報保護法の規定により罰せられることがあります。



判断に悩んだ場合は、協議会事務局へ
ご相談ください